

# 民法改正等に伴う規定等の改定について (預金規定等)

当金庫は、民法改正(2020年4月1日施行)、その他お取引に関する事項について、2020年4月1日(水)付けで、各種約款・規定を改定いたします。

1. 改定日 2020年4月1日(水)より改定

2. 対象となる預金規定等

- 流動性預金規定(普通預金、無利息型普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、当座預金、外貨普通預金)
- 定期預金規定
- 総合口座取引(無利息型普通預金を含む)規定
- 通知預金規定
- 定期積金規定
- 外貨定期預金規定
- あおしんキャッシュカード規定
- あおしんデビットカード取引規定
- Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定
- 振込規定
- 自動振込サービス規定
- 貸金庫利用規定
- 後見制度支援預金特別約定
- 出資金規定
- ローンカード規定
- でんさいサービス利用規定
- 外国送金取引規定
- あおしんファクシミリ外国送金サービス利用規定
- 外貨普通預金入出金ファクシミリサービス利用規定
- セゾンファンデックス保証フリーローンワイド  
(およびビジネス)金銭消費貸借証書
- カードローン契約規定(しんきん保証基金、信金ギャランティ)
- 個人ローン規定
- 個人情報取扱いに関する同意条項
- クレディセゾン保証ニーズ100  
(およびビジネス)金銭消費貸借証書
- オリックスクレジット保証フリーローンワイド金銭消費貸借証書
- ネット口座振替受付サービス利用規定

3. 主な改定内容

(例 普通預金規定)

○預金契約の成立(下線部が追加)

当金庫は、お客さまからこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を

受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

○預金の払戻し(下線部が追加)

(1) (2) (3) (4) (省略)

(5) 前四項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

○成年後見人等の届出（下線部が追加・変更）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。

(2) (3) (4) (省略)

(5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

○解約等(下線部分が追加)

(1) (2) (3) (4) (5) (省略)

(6) この預金について、口座開設後1か月を越えて入金が無い場合には、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。

○規定の変更（下線部分が追加・変更箇所）

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

4. お問い合わせ

改定内容についてのご質問等は、2020年3月31日（火）までに当金庫コールセンターまでお問い合わせください。

青梅信用金庫コールセンターフリーダイヤル：0120-00-2085  
※ AM9：00～PM5：00 但し、土・日祝日は除きます。

以上